



市 章

大津市公報

平 成 28 年 12 月 1 日
号 外 (第 68 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 99 大津市地域福祉推進本部設置規則を廃止する規則..... 1
- 100 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市地域福祉推進本部設置規則を廃止する規則を公布する。

平成28年12月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第99号

大津市地域福祉推進本部設置規則を廃止する規則

大津市地域福祉推進本部設置規則（平成23年規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第100号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則（昭和42年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表肺検査料の項の次に次のように加える。

大腸CT検査料	1回につき 32,400円（1泊2日人間ドック又は日帰り人間ドックと同時に受診した場合は、29,160円）
---------	---

別表第5第2項の表健診センターにおいて行うCT検査料の項中「CT検査料」の次に「（大腸CT検査料を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。